

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

黒石市

### 2 構造改革特別区域の名称

黒石りんごワイン産業活性化振興特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

黒石市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

青森県のほぼ中央、津軽平野の南東部に位置し、面積は 216.96 km<sup>2</sup>、約 8 割が山間地となっている。十和田湖北西の櫛ヶ峰に源を発している浅瀬石川が、市の南部を東西に貫流し、平野部に市街地が形成され、その周辺に水田、丘陵部にはりんご畑が広がる。県庁のある青森市へは約 30 km、青森空港へは車で約 30 分である。市内には東北縦貫自動車道黒石インターチェンジがあり、市役所は東経 140 度 35 分 53 秒、北緯 40 度 38 分 24 秒に位置している。

#### (2) 気候

夏は比較的涼しく、年間平均気温は、平成 17 年で 9.9 度である。冬は積雪が多く、1 月から 3 月にかけては、最深積雪が 1 メートルを超えることもある。

#### (3) 人口

人口は、昭和 55 年頃から伸び悩みの傾向にあり、4 万人台でほぼ横ばいであったが、平成 16 年に 4 万人を切り、以後減少傾向にある。平成 20 年 3 月末現在、総人口は 38,307 人である。

#### (4) 産業

平成 17 年の就業人口は 19,375 人で、産業別には、第 1 次産業が 17.3%、第 2 次産業が 26.2%、第 3 次産業が 56.0%となっているが、第 3 次産業のうち、約 3 割が卸売・小売業である。就業人口による構成比は低いものの、基幹産業は第 1 次産業の農業である。米、りんごを中心としており、生産農業所得額は平成 16 年で 41.6 億円となっている。

しかしながら、農業就業人口は減少傾向にあり、それに伴い耕地面積も減少してきている。

#### (5) 地域づくり

平成 13 年 3 月に、市民と行政のパートナーシップを図る「参加と協働」を基本理念とした黒石市新長期総合プランを策定し、「市民がつくる活力のあるまち」「安らぎとぬくもりを育てるまち」「豊かな文化と自然を誇るまち」の実現を目指している。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

黒石市には、りんご試験場があり、かつて本県のりんご産業を牽引する存在であったが、近年では他の地域に知名度で引き離され、生食用りんごの他は、目玉となるりんご加工品がない。市の農業を活性化させるには新規にオリジナリティのあるりんご加工製品の創造が課題となっている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

エコファーマーを中心に構成された団体が、滞在型の農業体験の機会を提供するとともに、消費者と農家との交流を進めている。今後、基幹産業である農業の振興のためには、スローライフ、スローフードの潮流の中で、体験型による交流人口の増加を目指しながら、新たな加工製品（りんごワイン）の創造、ブランド化を企画し、農業収入の確保と地域産業の活性化に結び付ける必要がある。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、農業従事者各々が育てた黒石市の特産物であるりんごを使って、新しい農産物加工品ともいべきワインの製造が可能になる。また、それを農業体験やファームステイで訪れた客にサービスの一環として提供することもできるようになり、これまでは春と秋に修学旅行生を中心に実施してきた農業体験や田舎暮らし体験を、今後は大人の趣味に応えるワイン用りんご収穫体験等を盛り込み、冬期間のファームステイ客に提供するなど、りんごワインを中心に独創性にあふれた、収益性の高い事業の展開を目指す。

### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

#### (1) 地域特産品の開発及びブランド化等の加工品の販売による収入増加と知名度アップ

新たな地域特産品の開発・ブランド化により、農業収益の増加と販路拡大が図られる。また、このような地域の取り組みをマスコミ・広報等を通じて市内外にPRすることで、市の名産品であるりんごの知名度アップにつながる。

#### (2) 交流人口の増加による地域の活性化と人材の育成

地方においては大幅な人口減少や高齢化が進展し、今後の厳しい状況が見込まれている。一方、都市部では団塊世代の大量退職に伴い、ゆとりや豊かさ志向のライフスタイルの変化、自然環境に恵まれた地方での生活を求める気運が高まっている。当該特例措置の活用により果実酒を製造し客への提供が可能になることによって、これまでは修学旅行生を中心に展開してきた農業体験・ファームステイの受入対象の幅を拡げることができる。それにより、都市と地方の交流人口の増大が期待でき、市が県と連携して推進する団塊世代の

二地域居住対策を促進し、新たな人的ネットワークの構築が可能になる。また、農家が主導となって様々な事業に取り組むことで、農業経営者の意識向上と企画・経営能力の育成に役立つ。

### (3) 地域資源の再認識と地域の魅力再発見

都市と農村を往来する交流人口の増加により、これまで気づかなかった地域の資源を再認識し、潜在的な地域のポテンシャルを効果的に顕在化させるための手法を考えることで、新しい地域の魅力を発見することにつながる。

	平成 20 年度	平成 22 年度目標	平成 24 年度目標
農家民宿による果実酒製造件数	0 件	2 件	3 件
農家民宿・農業体験等受入数	6 1 2 人	6 4 2 人	6 7 4 人

## 8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 農業の観光活用と消費者交流の推進

農業振興のためには、消費者の理解が不可欠であり、その為には、生産者と消費者の交流を通してお互いの信頼関係を気づくことが重要である。このため、農業、農村の活性化と消費者交流の観点から、グリーン・ツーリズムの推進を図る。

### (2) 地産地消の振興

本市では、地産地消推進計画を策定し、地元の安全、安心で新鮮な地場産品を広くPRし消費拡大を目指している。地域で生産された農産物をその地域で消費する地産地消は、消費の拡大を図るとともに、消費者と生産者の相互理解を深める上で重要であり、地域に根ざした取り組みの推進を図る。

### (3) 安全・安心なりんご生産

統一した栽培管理による安全・安心なりんご作りや、環境にやさしいりんご作りのためのエコファーマーを推進する。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定業の内容、  
実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

黒石市の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えらる。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

## 1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

自己の酒類の製造場において、地域の特産物である農産物（りんご）を用いて果実酒（特産酒類）を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

### （1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### （2）事業が行われる区域

青森県黒石市全域

### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### （4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるりんごを原材料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

果実酒の製造により、ファームステイや農業体験を受け入れる農家のもてなしの幅や、受け入れ対象者の範囲拡大の可能性により、農村地域活性化につながるという観点から、当該特例措置の適用は必要不可欠であると考える。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。